

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【公表番号】特表2019-537582(P2019-537582A)

【公表日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-052

【出願番号】特願2019-522710(P2019-522710)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/185	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	31/221	(2006.01)
A 6 1 K	31/41	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/16	(2006.01)
A 6 1 K	38/06	(2006.01)
A 6 1 K	38/07	(2006.01)
A 6 1 P	25/02	(2006.01)
C 0 7 K	5/08	(2006.01)
C 0 7 K	5/037	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/185	
A 6 1 K	31/198	
A 6 1 K	31/221	
A 6 1 K	31/41	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	27/16	
A 6 1 K	38/06	
A 6 1 K	38/07	
A 6 1 P	25/02	1 0 1
C 0 7 K	5/08	
C 0 7 K	5/037	

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月23日(2020.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蝸牛シナプトパチーまたは前庭シナプトパチーを患う対象における、シナプス形成および/または神経突起形成を増強するための方法に用いられる医薬組成物であって、有効量の2,4-ジスルホニル-フェニル三級ブチルニトロン(2,4-DSPBN)または薬学的に許容されるその塩を含む医薬組成物。

【請求項2】

薬学的に許容される担体をさらに含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

経口投与、静脈内投与、皮下(subcutaneously)投与、舌下投与、皮下

(s u b d e r m a l l y) 投与、髄腔内投与、吸入により投与、または耳内に局所投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

N - アセチルシスティン、アセチル - L - カルニチン、グルタチオンモノエチルエステル、エブセレン、D - メチオニン、カルバマチオン、および Szeto - Schillere ペプチド、ならびにこれらの機能的な類似体からなる群から選択される、1 または複数の化合物をさらに含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

N - アセチルシスティンをさらに含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

対象が、慢性聴覚損傷または慢性難聴を患う、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

慢性聴覚損傷または慢性難聴が、老化により引き起こされたものである、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

慢性聴覚損傷または慢性難聴が、急性または慢性の、爆音または騒音への曝露により引き起こされたものである、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

爆音または騒音への曝露の、少なくとも 1 ヶ月後において、対象へと投与される、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

爆音または騒音への曝露の、少なくとも 1 年後において、対象へと投与される、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

慢性聴覚損傷または慢性難聴が、感染により引き起こされたものである、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

感染の、少なくとも 1 ヶ月後において、対象へと投与される、請求項 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

感染の、少なくとも 1 年後において、対象へと投与される、請求項 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

慢性聴覚損傷または慢性難聴が、毒素への曝露により引き起こされたものである、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

毒素への曝露の、少なくとも 1 ヶ月後において、対象へと投与される、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

毒素への曝露の、少なくとも 1 年後において、対象へと投与される、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

対象がまた、耳鳴りも患う、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

対象がまた、聴覚過敏も患う、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

対象がまた、老人性難聴も患う、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

対象がまた、平衡障害またはシナプス喪失を伴うメニエール病も患う、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 1】

対象における蝸牛神経突起または前庭神経突起の再生を増強する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 2】

対象における内有毛細胞上の、生存神経接合の数を増大させる、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 3】

対象におけるコルチ器の、トノトピー領域内のシナプスの数を増大させる、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 4】

対象が、蝸牛有毛細胞または前庭有毛細胞の実質的な喪失を患っていない、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 5】

対象が、蝸牛有毛細胞または前庭有毛細胞の実質的な喪失を患っている、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 6】

聴覚損傷または難聴の、少なくとも 1 カ月後において、対象へと投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

聴覚損傷または難聴の、少なくとも 1 年後において、対象へと投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 8】

対象における、神経変性を低減するための方法に用いられる医薬組成物であって、有効量の 2 , 4 - ジスルホニル - フェニル三級ブチルニトロン (2 , 4 - D S P B N) または薬学的に許容されるその塩を含む医薬組成物。

【請求項 2 9】

対象における、タウタンパク質の蓄積を低減するための方法に用いられる医薬組成物であって、有効量の 2 , 4 - ジスルホニル - フェニル三級ブチルニトロン (2 , 4 - D S P B N) または薬学的に許容されるその塩を含む医薬組成物。

【請求項 3 0】

中枢神経系の疾患または状態を患う対象における、シナプス形成および神経突起形成を増強するための方法に用いられる医薬組成物であって、有効量の 2 , 4 - ジスルホニル - フェニル三級ブチルニトロン (2 , 4 - D S P B N) または薬学的に許容されるその塩を含む医薬組成物。